

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
令和4年3月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営今泉地区土地改良事業計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間 令和4年3月28日（月）から同年4月25日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所 北秋田市花園町15番1号 北秋田市産業部農林課